

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十六(三)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1						
資産	2						
細目	3						
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5						
取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	7						
差引取得価額 (6)-(7)	8						
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9						
期末現在の積立金の額	10						
積立金の期中取崩額	11						
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	13						
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外	
合 計 (12)+(13)+(14)	15						
鉱山の寿命数	16		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17						
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19						
当期産出鉱量	20						
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額	21		円		円		円
残存価額	22						
差引取得価額×5% (8)× $\frac{5}{100}$	23						
旧生産高比例法の償却額 計算の基礎となる金額 (8)-(23)	24						
(15)>(23)の場合 鉱量1トン当たり償却金額 (18)又は(19)のうち少ないトン数 算出償却額 (20×24)又は(15)-(23)	25						
(15)≤(23)の場合 算出償却額 (15)×(24)	26						
平成19年4月1日以後取得分の生産高比例法の償却額 算出 (18)又は(19)のうち少ないトン数 (20×28)	29						
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	30						
特又償却特別償却租税特別措置法適用条項	31	(条 項)		(条 項)		(条 項)	
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
合 計 (30)+(32)+(33)	34						
当期償却額	35						
償却不足額 (34)-(35)	36						
償却超過額							
前期からの償却不足額		外		外		外	
当期償却不足額							
積立金取崩しによるもの	40						
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	42						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
繰越額							
平 . . . 平 . . .	45						
当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (40)-(39)と(32)のうち少ない金額	47						
備考							

P85～89参照

P89参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P91～97参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号イ)	00431 ※1	
	第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	00566 ※1	
	第42条の5第1項第1号ハ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437 ※2	
	第42条の5第1項第1号ニ	00287	
	第42条の5第1項第2号	00293	

※1 区分番号「00566」は、平成27年4月1日以後に特定エネルギー環境負荷低減設備等(風力発電設備)の取得等をした場合が該当し、平成27年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(太陽光・風力発電設備)の取得等をした場合は、区分番号「00431」が該当します。

※2 区分番号「00437」は、平成26年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(熱電併給型動力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	
国際戦略総合特別区域において 機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地方活力向上地域において特定 建物等を取得した場合の特別償却	第42条の12第1項	00568 ※	

※ 区分番号「00568」は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に地方活力向上地域において特定建物等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国内の設備投資額が増加した場合の 機械等の特別償却	平成27年旧措置法第42条の12 の2第1項	00441	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
特定中小企業者等が経営改善設備 を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の 特別償却	第42条の12の5第1項	00509 ※	
	第42条の12の5第1項及び第2 項	00512 ※	

※ 区分番号「00512」は、平成28年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、区分番号「00509」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学 術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特 別償却	第44条の4第1項	00388	
	平成27年旧措置法第44条の4 第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償 却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号	00120	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成27年旧措置法第45条第1項第1号ロ	00328 ※	

※ 区分番号「00328」は、平成27年4月1日前に取得等をした工業用機械等について、振興山村地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00527	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第5号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項第1号	00454 ※1	
	第45条第2項第1号	00573 ※1	
	第45条第2項第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457 ※2	
	第45条第2項第3号	00536 ※2	
	第45条第2項第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成27年旧措置法第45条の2 第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等 の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した 場合の3年以内取得資産の割増 償却	平成27年旧措置法第46条の2 第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準 適合認定を受けた場合の次世代 育成支援対策資産の割増償却 (次世代育成支援対策に係る基 準適合認定を受けた場合の建物 等の割増償却)	平成27年旧措置法第46条の3 第1項	00340 ※	
	「第46条の2第1項第1号イ」 又は「第46条の2第1項第2 号イ」	00577 ※	
	「第46条の2第1項第1号ロ」 又は「第46条の2第1項第2 号ロ」	00579 ※	

※ 区分番号「00577」又は「00579」は、平成27年4月1日以後に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について平成27年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、平成27年4月1日前に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等について平成27年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「00340」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
サービス付き高齢者向け賃貸 住宅の割増償却	第47条第1項	00343	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
特定都市再生建築物等の割増償 却(特定再開発建築物等の割増 償却)	「平成27年旧措置法第47条の 2第1項」又は「平成25年旧措 置法第47条の2第1項」 (「平成27年旧措置法第47条の 2第3項第1号」又は「平成25 年旧措置法第47条の2第3項 第1号」)	00460 ※1	
	第47条の2第1項 (同条第3項第1号イ)	00466 ※2	
	「第47条の2第1項」、「平成 27年旧措置法第47条の2第1 項」又は「平成25年旧措置法 第47条の2第1項」	00469 ※2	
	(「第47条の2第3項第1号 ロ」、「平成27年旧措置法第47 条の2第3項第2号ロ」又は「 平成25年旧措置法第47条の2 第3項第2号」)		

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	第47条の2第1項	00539	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	(同条第3項第2号)		
	「第47条の2第1項」又は「平成27年旧措置法第47条の2第1項」 「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00478	

※1 区分番号「00460」は、平成27年4月1日前に取得等をした都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「00469」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	第48条第1項	00349	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、別表十六(二)「37」欄、別表十六(三)「33」欄又は別表十六(五)「31」欄の金額